

【物品・役務】

入札説明書

入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争に付する事項

入札公告等のとおり。

2 競争参加資格

競争参加者に必要な資格は次のとおり。

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

イ 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

ウ 全省庁統一の競争参加資格審査において入札公告等に指定する資格の種類等を有する者であること。

エ 「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知。以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。

オ 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。

カ 入札公告等において日本産業規格を指定した場合にあっては、当該規格の製品を納入できることを証明した者であること。

キ 入札公告等において特定銘柄製品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの製品を納入できることを証明した者であること。

ク 入札公告等において研究開発の体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

ケ 入札公告等においてアフターサービスの体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

コ その他予決令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官、契約担当官（「分任」含む。以下「支出負担行為担当官等」という）が定める資格を有する者であること。

3 入札及び開札の日時、場所等

(1) 競争参加者は、仕様書、図面、別紙様式（添付は省略。契約担当官等において呈示する。以下同じ。）の契約書案、添付書類等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 競争参加者は、電子入札システム又は電子調達システム（以下「電子入札システム等」という。）による入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成し、公告、公示又は指名通知書に示した日時までに提出し、入札書受付票を受理しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を直接に又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。

電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。

また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

- (4) 入札書の提出場所は、入札公告等のとおり。
- (5) 入札書の受領期間及び受領最終日時は、入札公告等のとおり。
- (6) 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人氏名を署名又は記名(外国人の署名を含む。以下同じ。)しておかなければならない。
- (7) 入札書は上記 4 (2) のとおり電子入札システム等を用いて提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合において、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「何月何日開札、(調達案件名)の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「何月何日開札、(調達案件名)の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (8) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び「東北森林管理局競争契約入札心得」(令和 3 年 3 月 26 日付け 2 東経第 324 号東北森林管理局長通知。以下「入札心得」という。)において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (9) 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 競争参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (11) 支出負担行為担当官等は、競争参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (12) 競争参加者の入札金額は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (13) 競争参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (14) 入札公告等において、特定銘柄製品又はこれと同等のものと特定した場合において、競争参加者が同等のものを供給することとして申し出たときは、支出負担行為担当官等が競争参加者から資料等に基づき開札日の前日までに同等製品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。
- (15) 入札公告等により一般競争又は指名競争参加資格審査申請書を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること、又は指名されることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき、又は指名されなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (16) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。
- (17) 紙入札における開札の場合は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又は代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (18) 入札場には、紙入札参加が承認された競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (19) 紙入札参加が承認された競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (20) 紙入札参加が承認された競争参加者又はその代理人は、入札場に入場しよ

うとするときは入札関係職員に農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の有資格者に交付される「資格審査結果通知書」の写し及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し又は提出しなければならない。

なお、「資格審査結果通知書」の写を提出しないこと等により、資格が確認されない場合は、入札に参加できない場合がある。ただし、事前に提出を求められている場合はこの限りではない。

- (21) 紙入札参加が承認された競争参加者又はその代理人は、支出負担行為担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- (22) 入札場において、紙入札参加が承認された競争参加者が次の各号のいずれかに該当する者は当該入札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (23) 競争参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人となることができない。
- (24) 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合において、競争参加者及びその代理人のすべてが立会いしている場合にあっては引続き、その他の場合にあっては契約担当官等が定める日時において入札をする。
- (25) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。
- (26) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

4 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するとき、電子入札システム等による入札参加者が入札を辞退するときは、その旨を記載した入札辞退届を同システムにおいて作成の上、電子入札システム等により提出するものとする。ただし、紙入札参加が承認された競争参加者においては、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 入札執行前にあっては、別紙様式の入札辞退届を支出負担行為担当官等に直接持参し、又は郵送提出して行う。(入札日の前日までに到達するものに限る。)
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

5 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに現場説明書、入札説明書及び競争契約入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。この場合、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止又は第10の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。

なお、支出負担行為担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において上記2に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

また、入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札書及び代理人の自筆署名又は記名のい

ずれが無いもの

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札(ただし、入札保証金の納付を免除とした場合を除く。)

エ 記名を欠く入札(電子入札システム等による場合は、電子証明書を取得していない者のした入札)

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札及び郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到着しなかった入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ 公告等で工事費内訳書、積算費内訳書(同明細書を含む。以下「内訳書等」という)の提出を求められている入札において、以下の項目該当する場合

(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合

(2) 内訳書とは無関係な書類がある場合

(3) 他の物件の内訳書である場合

(4) 白紙である場合

(5) 内訳書が特定できない場合

(6) 他の入札参加者の様式を入手し使用している場合

(7) 内訳書の記載が全くない場合

(8) 入札説明書又は指名通知書に指示された事項を満たしていない場合

(9) 他の内訳書が添付されている場合

(10) 発注者名に誤りがある場合

(11) 発注案件名に誤りがある場合

(12) 提出業者名に誤りがある場合あるいは入札書と内訳書の提出業者名が一致していない場合

(13) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合

(14) その他不備がある場合

シ その他入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

(1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(3) (2) の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(4) 支出負担行為担当官等は、予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約については、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについては、入札者から資料の提出及び必要に応じて事情聴取を行うとともに、関係機関の意見照会等の調査(以下、「低入札価格調査」という。)を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該契約の履行期限の延期は行わない。

ア 提出を求める資料等

① その価格により入札した理由

② 積算内訳書

③ 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の内訳

④ 契約対象請負契約等付近における手持ち請負契約等の状況

- ⑤配置予定技術者名簿
 - ⑥契約対象請負契約等に関連する手持ち請負契約等の状況
 - ⑦契約対象請負契約等箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との地理的条件
 - ⑧手持ち資材等の状況
 - ⑨資材購入先及び購入先と調査対象者との関係
 - ⑩手持ち機械の状況
 - ⑪労務者等の確保計画
 - ⑫工種別労務者等配置計画
 - ⑬過去に施工した請負契約等名及び発注者
 - ⑭過去に受けた低入札価格調査対象請負契約
 - ⑮安全管理に関する資料
 - ⑯財務諸表及び賃金台帳
 - ⑰その他、契約担当官等が必要と認める資料
- イ 説明資料の提出期限は、低入札価格調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して7日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く)とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。
- また、提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合は、入札心得に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。
- ウ 支出負担行為担当官等が次の追加資料を求めた場合の提出期限は、連絡を行った日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く)とする。
- また、提出期限までに資料等の提出を行わない場合は、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。
- ① 積算内訳書に関する見積書等
 - ② 手持ち資材に関する数量、保管状況写真
 - ③ 販売店等の作成した見積書等
 - ④ 手持ち機械の状況の写真
 - ⑤ 労務を供給事業者の承諾書(造林生産事業の場合)
 - ⑥ 賃金台帳等
- エ 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- オ 低入札価格調査の方法及び落札者の決定方法については、本入札説明書によるほか「東北森林管理局低入札価格調査運用マニュアル」(平成21年4月22日付け21東計第44号東北森林管理局長通知)によるものとする。
- (5) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。
- ## 7 契約書の作成
- 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子入札システム等で行う試行対象工事である。
- なお、電子入札システム等によりがたく紙での契約手続きを希望する者、または、電子入札システム等に障害等やむを得ない事情が生じた場合には紙契約方式に変更する場合がある。その場合、落札者決定後速やかに分任支出負担行為担当官等に連絡しなければならない。
- 紙契約方式になる場合、以下のとおりとする。
- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、落札決定の日の翌日から起算して7日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を含めない。)に別紙様式による契約

- 書の取り交わしをするものとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、先ず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、支出負担行為担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
 - (3) (2) の場合において支出負担行為担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
 - (5) 支出負担行為担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

8 契約条項

別紙様式の契約書(案)、契約約款のとおり。

9 入札者に求められる義務

- (1) 競争参加者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について入札公告に記載した日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 競争参加者は、入札公告等において求められた調達物品に係る技術仕様適合性の証明並びに必要な設計図、図案及び解説資料について、入札公告に記載した日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

10 その他必要な事項

- (1) 支出負担行為担当官等の官職及び氏名は、入札公告等のとおり。
- (2) 競争参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該競争参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件調達に関しての照会先は、入札公告等に示した入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。
- (4) 入札参加者は、東北森林管理局競争契約入札心得及び契約書(案)を熟読し、各内容を遵守すること。
- (5) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合、7(4)において資料を提出しない、調査に協力しない場合、7(5)において契約を締結しない場合等については、工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (6) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。